

果樹・茶産地再生支援対策

対策のポイント

果樹・茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に、被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。また、果樹の収穫物の運搬や樹体保護に対する支援を行います。

<背景／課題>

平成30年7月豪雨により、倒木や枝折れ等の被害、農業用施設・収穫物運搬設備の破損が発生していることから、産地の継続・再生に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹産地の継続・再生支援

(1) 果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

(2) 収穫物の運搬や樹体保護に必要な費用に対する支援を行います。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体

2. 茶産地の継続・再生支援

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園の改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：農業者等の組織する団体

お問い合わせ先：
果樹について 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)
茶について 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

果樹への支援

具体的な支援の内容

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ **23万円**/10a（みかん等のかんきつ）
- ・ **17万円**/10a（ぶどう、もも、なし等の落葉樹）
- ・ **33万円**/10a（かき、なしのジョイント栽培等）
- ・ **1/2以内**（その他果樹）

※ 自然災害時の特例として、
①被害果樹の同一品種への改植
②被害を受けた樹体ごとの「**スポット的な改植**」
（被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上）も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

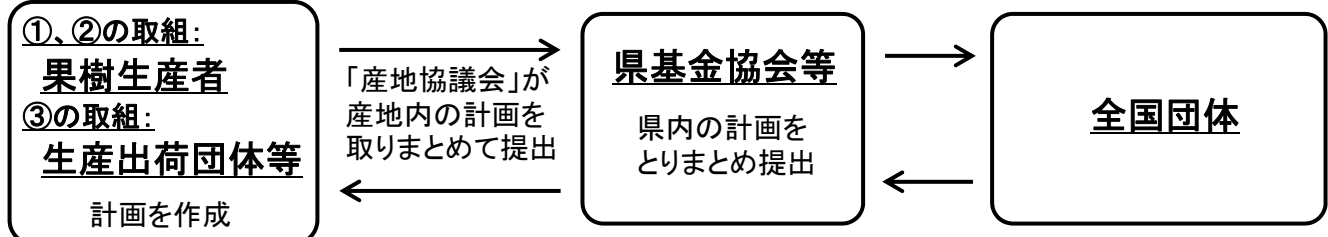
- ・ 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分（＝**22万円**/10a）を一括交付

<③ 収穫物の運搬や樹体保護に必要な費用>

- ・ 作業を行うための雇用に係る費用：上限5,600円/人・日
- ・ 運搬車・アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル費用：1/2以内

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

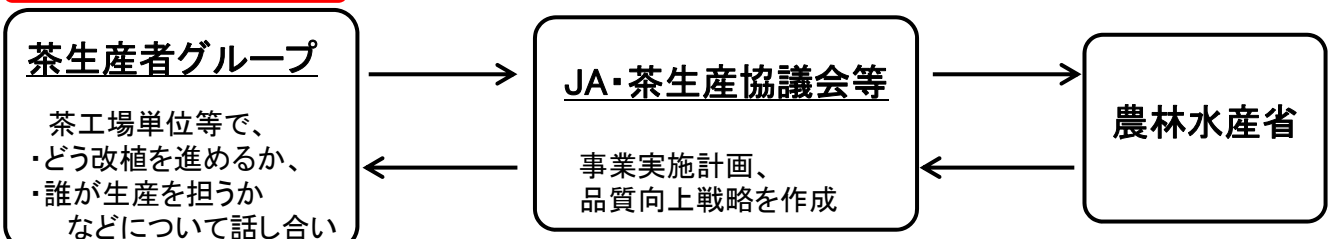
具体的な支援の内容

改植等に対して以下の単価で支援（未収益期間に対する支援も含む）。

- ・ 改植、移動改植：**29.3万円**/10a（異なる品種への改植は**33.3万円**/10a）
- ・ 新植：**12万円**/10a
- ・ 台切り：**7万円**/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理：**5万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換：**4万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換に必要な資材費：**10万円**/10a

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※下線は8月9日に追加したもの

被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災された酪農・畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 飼料

(1) 自給飼料の被害に対する支援

自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費等への支援を実施します。

【粗飼料確保緊急対策事業】

＜具体的な補助対象＞・発酵促進資材の購入費助成：補助率1/2以内

・給与前の品質確認のための分析費：定額

・粗飼料の購入費助成：定額(5千円/ト)以内)

(2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予(7/6通知済み)

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

2 酪農

(1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内

・畜舎・付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内

・家畜の避難や預託への支援：補助率1/2以内

・家畜導入の支援：補助率1/2以内(上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)

・乳房炎の治療・予防等の取組への支援：補助率1/2以内

(2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

(3) 生乳流通機材等に関する追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災した生乳生産者団体に対して、生乳流通機材及び非常用電源の整備や補改修に係る補助要件を緩和します。

3 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業】

- ＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
- ・ 畜舎・付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・ 家畜の避難や預託への支援：補助率1/2以内
 - ・ 家畜導入の支援：補助率1/2以内(妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)

- (2) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。

① 生産者積立金の納付免除

- ・ 平成30年10月末日までに納付期限を迎える生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の3/4）を交付します。

② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加

- ・ 平成30年10月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
- ・ また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。

③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加

- ・ 平成30年10月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

4 養豚

- (1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、豚の緊急的な避難、家畜導入等への支援を実施します。

【養豚経営安定対策補完事業】

- ＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
- ・ 畜舎・付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・ 家畜の避難への支援：補助率1/2以内
 - ・ 家畜導入の支援：補助率1/2以内(子取用雌豚40千円/頭を上限)

- (2) 肥育豚 1 頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補填する【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付免除の特例措置を実施します。

- ・ 平成30年度第 1 四半期（平成30年 4 ～ 6 月）分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の 1 / 2）を交付します。

5 その他

(1) 肉畜の輸送経費の支援

【肉畜出荷円滑化緊急対策事業】

出荷していた産地食肉センターが被災したため、畜産農家が肉畜の出荷先を他県の食肉処理施設に変更して食肉処理する場合に、肉畜の輸送経費の支援を実施します。

＜具体的な補助対象＞ ・ 肉畜の輸送経費：補助率1/2以内

（上限：豚1,250円/頭、牛8,500円/頭）

(2) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通

【畜産特別支援資金融通事業】

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（5月及び11月の末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(3) （独）家畜改良センターによる緊急支援

家畜改良センターから、緊急に必要な飼料の供給を実施します。

【お問い合わせ先】

1 (1)	生産局 飼料課	飼料生産計画班	(03-3502-5993)
(2)	飼料課	需給対策第1班	(03-3591-6745)
2 (1) (3)	牛乳乳製品課	生乳班	(03-3502-5988)
(2)	畜産企画課	経営企画班	(03-3502-0874)
3 (1) (2)	畜産企画課	経営安定班	(03-3502-0874)
4 (1)	畜産振興課	中小家畜振興推進班	(03-3591-3656)
(2)	畜産企画課	経営支援班	(03-3502-0874)
5 (1)	食肉鶏卵課	食肉流通班	(03-6744-2130)
(2)	畜産企画課	金融税制班	(03-3501-1083)
(3)	畜産振興課	家畜改良センター調整班	(03-6744-2276)

粗飼料確保緊急対策事業

○ 平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、デントコーンや牧草の冠水等の被害が生じたことから、サイレージの品質低下防止に要する経費を支援するとともに、代替粗飼料の確保に要する経費を支援します。

1 サイレージ品質低下防止対策等

災害発生後に収穫した30年産牧草サイレージ等について、生産者集団等が共同で行う開封後の品質低下防止や給与前の品質確認の取組を支援

【事業内容】

① 生産者集団等が、二次発酵抑制資材等を共同購入により確保する場合に、購入経費の一部を支援

【補助率】 1／2以内

発酵不良でカビが発生



- ・下痢、食欲低下
- ・乳房炎発生
- ・乳量、乳質低下
- ・繁殖障害発生



発酵不良のサイレージにプロピオン酸等を添加することにより、品質低下を防止



二次発酵抑制資材
(プロピオン酸等)

② 生産者集団等が、給与開始前の品質確認を行う場合に、分析等の経費を支援

【補助率】 定額

給与開始前にサンプリング



- ・飼料分析
- ・栄養成分分析
- ・かび毒分析

安全性を確認した飼料を給与



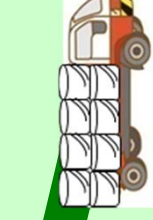
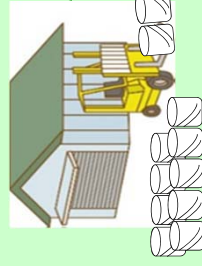
2 代替粗飼料確保対策

30年度中に不足する自給飼料の代替として、生産者集団等が粗飼料を共同購入する取組を支援

【事業内容】

生産者集団等が、代替粗飼料を共同購入により確保する場合に、購入経費の一部を支援

【補助率】 定額(5千円／t以内)



不足する粗飼料を確保

国産の余剰粗飼料
や輸入粗飼料



酪農経営支援総合対策事業（平成30年梅雨期豪雨支援対策事業）

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた酪農家が、経営を再開・継続できるよう、簡易牛舎の整備等、被災畜舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入、乳房炎対策等に対する支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等
（補助率：1/2以内）

補改修に必要な資材の支給（修繕費を含む）、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要な既存牛舎の増築



簡易牛舎



飲水器の補改修

【主要要件】

- ① 簡易牛舎面積：木造500㎡以下、鉄骨200㎡以下かつ、13㎡/頭以下
- ② 単価：簡易牛舎等の整備2万円/㎡以内、補改修1万円/㎡以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付（家畜、簡易牛舎等）

家畜の避難（補助率：1/2以内）

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡易畜舎の整備



家畜・飼料等の運搬



簡易牛舎

乳房炎対策（補助率：1/2以内）

被災、集乳停止、停電・断水等が生じた地域における以下の取組

- ① 搾乳機器等の点検・分解洗浄、部品交換
- ② 乳房炎の予防及び治療薬の購入・支給



搾乳機器の点検

家畜の再導入（補助率：1/2以内、上限額初妊牛・妊娠牛275千円、その他175千円）

死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛に代わる乳用牛の導入・貸付



乳用牛



購入



生産者集団等



貸し付け



酪農家

2 手続きの流れ

酪農家

- 罹災証明書、損壊畜舎等の写真
- 見積請求書、設置・修繕記録等

農協等

- 事業対象のとりまとめ
- 補助金交付申請

事業実施主体

- 補助金交付申請（ALIC）

肉用牛経営安定対策補完事業（平成30年梅雨期豪雨支援対策事業）

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた肉用牛農家が、経営を再開・継続できるよう、簡易牛舎の整備、被災牛舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入等に対する支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等
（補助率：1/2以内）

補改修に必要な資材の支給（修繕費を含む）、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要な既存牛舎の増築



簡易牛舎



飲水器の補改修

家畜の避難（補助率：1/2以内）

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡易畜舎の整備



家畜・飼料等の運搬



簡易牛舎

【主な要件】

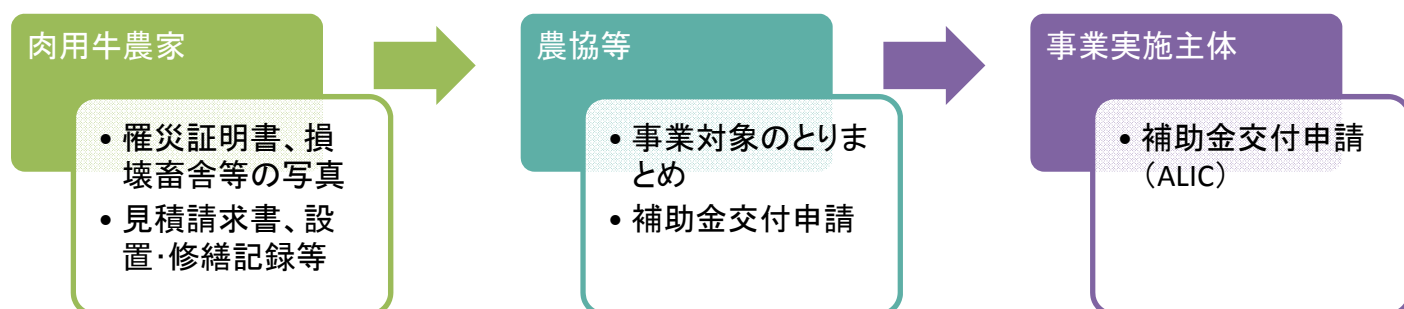
- ① 簡易牛舎面積：木造500㎡以下、鉄骨200㎡以下かつ、13㎡/頭以下
- ② 単価：簡易牛舎等の整備2万円/㎡以内、補改修1万円/㎡以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付

家畜の再導入（補助率：1/2以内（上限額：妊娠牛275千円、その他175千円以内）

死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖雌牛の導入・貸付



2 手続きの流れ



養豚経営安定対策補完事業（平成30年梅雨期豪雨支援対策事業）

平成30年における豪雨及び暴風雨により影響を受けた養豚農家が、経営を再開・継続できるよう、簡易豚舎の整備、被災豚舎・機械等の補改修、緊急的な家畜の避難、家畜再導入等に対する支援を行います。

1 具体的な支援の内容

畜舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等
（補助率：1/2以内）

補改修に必要な資材の支給（修繕費を含む）、簡易牛舎等の整備、経営の維持に必要な既存牛舎の増築



簡易豚舎



飼料給餌器の補改修

家畜の避難（補助率：1/2以内）

- ① 家畜・飼料等の運搬、管理委託費
- ② 避難先における畜舎等の補改修、増築、簡易畜舎の整備



家畜・飼料等の運搬



簡易豚舎

【主な要件】

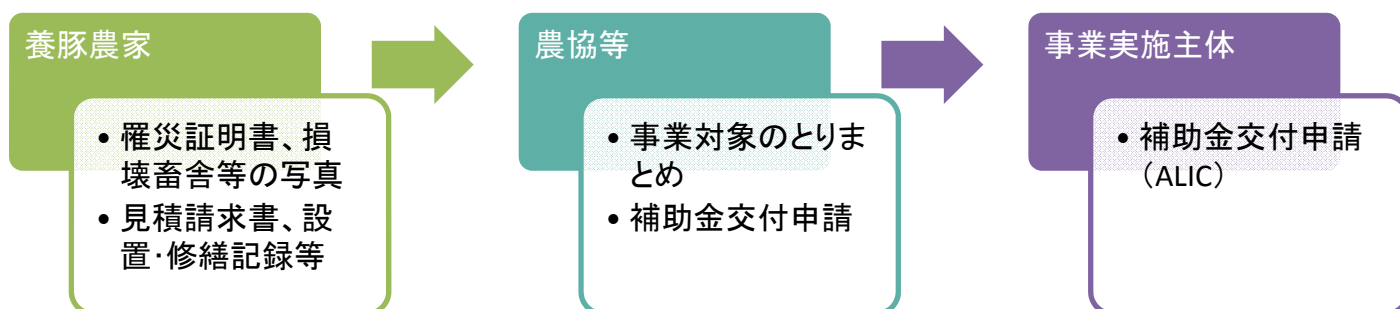
- ① 簡易豚舎面積：木造500㎡以下、鉄骨200㎡以下かつ、0.77㎡/頭以下
- ② 単価：簡易豚舎等の整備2万円/㎡以内、補改修1万円/㎡以内
- ③ 補助物件一式50万円以上は貸付

家畜の再導入（補助率：1/2以内（上限額：1頭あたり40千円以内））

死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖用雌豚に代わる繁殖用雌豚の導入・貸付



2 手続きの流れ



農業経営者サポート事業
(平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨被害支援対策)

対策のポイント

専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施します。

1. 事業内容

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施します。

また、被災農業者の求めに応じて重点指導農業者に設定した上で、今後は、都道府県外の専門家も含めて、被災農業者に寄り添って経営再開に向けた要望等を聞き取る者を被災農業者や被災地域が置かれている状況に配慮しながら登録、派遣できるよう支援します。

2. 事業主体

民間団体等

3. 補助率

定額

4. お問い合わせ先

経営局経営政策課 (03-6744-2148)

被災農業者向け農の雇用事業 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

対策のポイント

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨等」という。）による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

<背景／課題>

- ・平成30年7月豪雨等による被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっており、**就業の場を確保**することが求められています。
- ・このため、被災農業法人等の従業員等の**就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援**します。

政策目標

被災農業法人等の経営力習得及び雇用の維持

<主な内容>

1. 被災農業者向け農の雇用事業

被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の**農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成**します。

（ 支援単価：年間最大120万円（従業員一人あたり研修経費：月額最大9万7千円、指導者の研修費：年間最大12万円）
支援期間：最長2年間 ）

2. 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

被災農業法人等が、**従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成**します。

（ 支援単価：年間最大120万円（従業員一人あたり月額最大10万円）
支援期間：3ヶ月～2年間 ）
（ 補助率：定額
事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構 ）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2162）]

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

— 対策のポイント —

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. 補助率

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03－6744－2447）

農業水路等長寿命化・防災減災事業

対策のポイント

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農業水利施設等の被災箇所への復旧と併せて行う施設全体や水利システム全体の長寿命化対策や防災減災対策を支援します。

1. 事業内容

①きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化に対応した長寿命化を図るほか、ゲート自動化、パイプライン化、ICT化など水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

②機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、ため池整備など被害の発生を未然に防ぐための取組や観測機器の設置などリスク管理に資する取組を支援します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3. 補助率

定額、1／2等

4. 実施要件

(ハード対策) 総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
事業期間3年以内

(ソフト対策) 事業期間1年以内

5. お問い合わせ先

①の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

②の事業 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う以下の取組を支援します。

(1) 地域内農地集積型

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理
水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援 等
- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

(2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握
技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

(3) 農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。「地域内農地集積型」の定率助成の事業内容を対象としますが、単独実施は、区画整理、暗渠排水及び農地造成のみ可能です。

- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等
- 集積推進費：農家負担の軽減を図るための推進費を交付
(ハード整備費の最大5.0% (補助率1/2、補助残は地方公共団体))

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1／2等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03－6744－2208）

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03－3591－4958）

7(5)→1 .	イが該当
7(6)→1 .	ア、が該当

農村地域防災減災事業（公共）
農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

対策のポイント

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生したため池被害等を踏まえ、ため池の総合的な防災・減災対策を支援します。

1. 事業内容

①農村地域防災減災事業（公共）

- ア ため池の整備（豪雨対策・地震対策、長寿命化対策、廃止等）及び災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、整備を進めるために行う権利関係の調整 等
- イ 下流の家屋等に被害を与える可能性のあるため池の緊急点検、早急に応急整備が必要なため池の整備

②農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

①の事業対象とならない小規模なため池について、①アと同様の対策を機動的に実施

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

3. 補助率

定額、1／2等

4. 実施要件

①の事業

ため池の整備 受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上 等

②の事業

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内（ハード対策） 等

5. お問い合わせ先

①の事業 農村振興局防 災 課（03－6744－2210）

②の事業 農村振興局水資源課（03－3502－6246）

林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨被害対策)

対策のポイント

木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

<背景／課題>

- ・平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨は、西日本を中心とした各地域の林業・木材産業に甚大な被害をもたらし、製材工場などの建屋や製材機械が大きく損壊しました。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設等の復旧・再建を支援することによる地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

<主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 ）

お問い合わせ先：

（ 林野庁経営課 （03-3502-8055）
林野庁木材産業課 （03-6744-2290） ）

治山事業（公共）

対策のポイント

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した山地災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

1. 事業内容

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した山地災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

2. 事業主体

国、都道府県

3. 国費率

10／10、1／2等

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03－6744－2308）]

森林整備事業（公共）

— 対策のポイント —

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林の整備及び森林作業道の復旧を実施します。

1. 事業内容

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林の整備及びこれと一体的に行う森林作業道の復旧・改良事業を実施します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

3. 補助率

3／10等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03－3502－8065）]

豪雨災害復旧対策緊急山地調査事業（公共）

【(4,693) 百万円】

対策のポイント

航空レーザ計測により被災地域を広域かつ迅速に把握・分析し、被災地域の二次災害防止等の対策を検討するための調査を実施します。

<背景／課題>

- ・平成30年7月豪雨が発生し、西日本を中心に、山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じ、加えて潜在的な小崩壊等が発生するなどにより地盤が脆弱になっている恐れがあります。被災地域においては、本格的な台風時期を迎える前に崩壊危険箇所を把握し、被災状況に応じた対策を講じる必要があります。
- ・そのため、広範囲にわたって迅速に詳細なデータの取得が可能な航空レーザ計測を用いて調査を行うことで、詳細な微地形情報等の把握・解析による崩壊危険箇所を判定し、復旧・予防対策の検討を実施するとともに、地域住民への危険箇所の周知や治山ダムの排土などの応急対策により、地域の安全を確保することが必要です。

政策目標

復旧・予防対策を検討するための山地の被災状況の把握・分析

<主な内容>

1. 航空レーザ計測による、崩壊危険箇所の調査

航空レーザ計測を用いて、詳細な微地形情報等の把握・解析による崩壊危険箇所の判定を行い、地域住民への危険箇所の周知や既存施設の活用等により地域の安全を確保します。

2. 航空レーザ計測成果を用いた復旧対策の検討

航空レーザ計測の成果を活用し、適切な工種・工法等を検討します。

（国費率：10／10）
事業実施主体：国

（お問い合わせ先：

林野庁治山課 （03-6744-2308（直））

水産多面的機能発揮対策事業

1 目的

平成 30 年 7 月豪雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響等が懸念されている。

このため、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、漁業者等により構成された活動組織が行う環境・生態系保全活動を支援する。

2 事業内容

漁業者等により構成された活動組織が行う流木等の回収・処理などの環境・生態系保全活動を支援する。

（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成 30 年 7 月豪雨による影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するために行う環境・生態系保全活動については、通常 3 割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の概要

1.目 的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

2.採択基準

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m³以上のもの

※ 本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

3.事業実施主体 : 海岸管理者（都道府県、市町村）

4.補助率 : 1／2

5. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（03-3502-5638）
農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）